

倉敷市農業委員会農地部会議事録

1 開催日時 平成27年9月9日(水)午前10時00分から午前10時25分

2 開催場所 倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員(13人)

農地部会長 18番 小野 健児 委員

農地部会長代理 16番 栗坂 正 委員

農地部会長代理 17番 岡 勝嗣 委員

委員

1番 古川 敦己 委員 2番 柿本 太志 委員 4番 山地 康弘 委員

5番 中桐 敏憲 委員 6番 田邊 洋樹 委員 7番 小幡 通隆 委員

9番 難波 福治 委員 12番 亀山 徹 委員 13番 難波 克巳 委員

14番 黒岡 勝美 委員

4 欠席委員(5人)

3番 千田 甚治 委員 8番 安田 公彦 委員 10番 難波 朋裕 委員

11番 原田 龍五 委員 15番 光田 稔 委員

5 農業委員会等に関する法律24条(議事参与の制限)に該当した委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農用地利用集積計画について

議案第 6 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号における農地の権利取得面積（別段面積）の
設定について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 4 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について

報告第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取り下げについて

報告第 6 号 農地法第 5 条の規定による届出の取り止めについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

次長 池原 伸一 主任 日下部 啓司 主任 坂本 和司

主任 小林 龍治 主任 則本 真知子 副主任 早乗 周治

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局 池原次長	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから農地部会を開催したいと思います。</p> <p>それで、議事に入りたいと思います。農地部会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は農地部会長が務めることになっておりますので、これより議事の進行は小野農地部会長さんをお願いしたいと思います。小野部会長さんよろしく申し上げます。</p>
小野農地 部会長 (以下 「議長」)	<p>ただ今から、平成27年9月の農地部会を開会いたします。</p> <p>出席委員は18名中(13)名で、過半数に達しておりますので、農地部会は成立しております。</p> <p>それでは皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。倉敷市農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>それでは(4)番(山地 康弘)委員と(5)番(中桐 敏憲)委員にお願いします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の日下部主任と則本主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>それでは議事に入ります。1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁に9件の申請がありました。</p> <p>権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。</p>

	<p>それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p>【議案第1号、1番から9番について調査票をもとに説明】</p> <p>1頁2番につきましては、9月1日設定の利用権と合わせて下限面積を満たすこととなります。倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、営農計画書を確認し、農業を営む見込みが十分にあると判断いたしました。</p> <p>また8番につきましては、真備地区協議会でご審議いただきましたが、譲受人の所有農地に違反転用があり、是正の必要があるため保留とのことでした。</p> <p>その他、1番、3番から7番及び9番につきましては、調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。</p> <p>今回の案件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、8番については保留、1番から7番及び9番につきましては、調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、1頁1番から9番までの計9件の内、8番は保留、残り8件は、別添調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p> <p>【 異議なしの声あり 】</p> <p>異議なしということですので、議案第1号は、1頁1番から9番までの計9件の内、8番は保留、残り8件は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、2頁をお開きください。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、2頁</p>
議 長	
各委員	
議 長	
事務局 早乗 副主任	

に 8 件の申請がございました。

次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第 4 条許可申請調査票」に記載しておりますので、あわせて参照してください。

【議案第 2 号、1 番から 8 番について調査票をもとに朗読・説明】

1 番についてですが、違反転用の是正で本申請を提出したが、他にも違反転用があり是正に向けて協議中ではありますが、協議が長期化する見込みのため取り下げ指導を行った結果、平成 27 年 8 月 27 日付けで取り下げとなっております。

2 番から 8 番については特に問題はございませんでした。

以上により、1 番は取り下げ。2 番から 8 番は、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第 4 条第 2 項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

また、この 7 件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明では、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」ですが、2 頁 1 番から 8 番までの計 8 件の内、1 番は取り下げ、残り 7 件は、別添調査票のとおり農地法第 4 条第 2 項各号に該当しないものとして、許可ということでございますが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議 長

異議なしということでございますので、議案第 2 号は、2 頁 1 番から 8 番までの計 8 件の内、1 番は取り下げ、残り 7 件は、別添調査票のとおり農地法第 4 条第 2 項各号に該当しないものとして、許可と決定いたします。なお、許可とした 7 件につきましては、9 月 28 日開催予定の岡山県農業会議 常任会 議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することといたします。

次に、3 頁をお開きください。議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題にします。

事務局 早乗 副主任	<p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、3頁から5頁にかけて15件の申請がありました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>1番から12番についてですが、特に問題はございませんでした。</p> <p>13番についてですが、申請地は、以前にも農地法第5条の申請が提出されたことがございましたが、違反転用されていたため、農地に復元するよう指導し、申請をいったん取り下げたという経緯がございます。このたび当該申請地を農地に復元したという報告とともに農地法第5条申請が再度提出されました。</p> <p>このことについて真備地区協議会でご審議いただきましたが、農地復元は不十分であり、また新たに別の違反転用が確認されました。</p> <p>以上により今回の申請は取り下げ指導を行い、違反転用の是正指導を行う必要があるため、保留とのことでした。</p> <p>14番と15番についてですが、特に問題はございませんでした。</p> <p>以上により13番は保留。1番から12番、14番と15番の14件は、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>また、この14件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、3頁1番から5頁15番までの計15件の内、13番は保留、残り14件は、別添調査票のとおり農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>

議 長	<p>異議なしとのことですから、議案第3号は、3頁1番から5頁15番までの計15件の内、13番は保留、残り14件は、は、別添調査票のとおり農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可と決定いたします。なお、許可とした14件につきましては、9月28日開催予定の岡山県農業会議 常任会 議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することとします。</p> <p>次に、6頁をお開きください。議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」でございますが、6頁に1件の申請がありました。前回保留の案件です。</p> <p>前回の農地部会において、賃貸人が主張する内容等について賃借人から弁明を求める必要があり、9月開催の地区協議会に賃借人を招致して、事情聴取を行う旨、ご承認をいただきました。</p> <p>今回、9月4日開催の倉敷西地区協議会において、賃借人を招致する予定でしたが、賃借人が欠席したため、意見聴取を行うことができませんでした。</p> <p>倉敷西地区協議会でご審議いただきましたが、賃借人からも意見聴取する必要があり、来月再度意見聴取する旨通知するため、保留とのご意見でした。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」は、6頁1番は保留とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということですから、議案第4号は、6頁1番は保留といたします。</p> <p>次に、7頁をお開きください。議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p>

事務局 則本主任	<p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第5号の「農用地利用集積計画について」でございますが、7頁に8件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。</p> <p>利用権の種類の内訳は、賃貸借2件、使用貸借6件です。</p> <p>また、利用期間については、更新が1件、新規が7件です。</p> <p>今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、すべて個人です。</p> <p>面積は16,509㎡です。</p> <p>借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。</p> <p>議案第5号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、8件とも承認が相当と判断します。</p> <p>なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほどよろしく、お願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第5号「農用地利用集積計画について」は7頁1番から8番までの計8件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第5号は、7頁1番から8番までの計8件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認と決定いたします。</p> <p>次に、8頁をお開きください。議案第6号「農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積（別段面積）の設定について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>それでは説明させていただきます。</p>

議案第6号「農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積（別段の面積）の設定について」でございますが、農地の権利取得面積（別段の面積）とは、農地法3条の許可申請時の要件となる下限面積のことでございます。

平成21年12月施行の農地法改正により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定め、農林水産省令の定めによりこれを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになり、

倉敷市でも平成23年に「2010年農林業センサス」により市内一部区域において下限面積を引き下げております。

また、「農業委員会の適正な事務実施について」という農林水産省経営局長通知も、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年下限面積（別段の面積）の設定又は修正について審議することになっております。

このため、今年度見直しを検討いたしましたが、農林業センサスは5年ごとの調査であり変更がなく、また耕作放棄地の大幅な増減もないため、今年度は下限面積の変更を行わず現行の下限面積を継続することと判断いたしました。

各地区協議会でご審議いただきましたが、

現行どおりの下限面積を継続することで異議なく承認との事ございました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明では、議案第6号「農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積（別段の面積）の設定について」は、現行の下限面積を継続することを提案されておりますが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議 長

異議なしとのことですので、議案第6号は承認されました。

以上で審議案件は終了いたしました。

ここからは報告案件です。

9頁をお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

13頁をお開きください。

<p>事務局 坂本主任</p>	<p>報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について 15頁をお開きください。</p> <p>報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について 22頁をお開きください。</p> <p>報告第4号 農地法第18条の規定による通知について 23頁をお開きください。</p> <p>報告第5号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて 24頁をお開きください。</p> <p>報告第6号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて 一括して事務局に説明をお願いします。</p> <p>9頁をお開きください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、9頁から12頁にかけて22件の届出がありました。</p> <p>本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に13頁をお開きください。</p> <p>報告第2号 「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、13頁から14頁にかけて13件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に15頁をお開きください。</p> <p>報告第3号 「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、15頁から21頁にかけて45件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に22頁をお開きください。</p> <p>報告第4号 「農地法第18条の規定による通知について」でございますが22頁に7件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に23頁をお開きください。</p>
---------------------	--

	<p>報告第5号「農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて」でございますが、23頁に1件の取り下げが農業委員会に提出されました。</p> <p>次に24頁をお開きください。</p> <p>報告第6号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、24頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご承認をお願いします。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>ご異議ないものと認め、報告第1号から報告第6号についてはすべて承認することと決定します。</p> <p>事務局他に、何かありますか。</p>
事務局 池原次長	<p>ご審議ありがとうございました。</p> <p>次回の農地部会は、平成27年10月7日(水)午前10時より、倉敷市役所502会議室にて予定しております。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
議 長	<p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を当部会にご出席をいただき、迅速かつ適切なお審議をたまわり、誠にありがとうございました。皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回農地部会は先ほど事務局から案内があったとおりですので、ご出席のほど、よろしくお願いたします</p> <p>これにて、散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時25分)</p>

農業委員会部会会議規則第11条第2項の規定により署名・押印をする。

平成27年9月9日

倉敷市農業委員会

農地部会長

署名委員

署名委員